【「四半期試算・期末試算」や「確定申告」のデータで見込納付の処理を行う場合の処理手順】

見込納付額の複写に関する処理手順は、以下の表の I ~ V の 5 ステップです。

II~IV(背景青の行)が見込納付額の複写の処理で、IとVは全体の流れの説明のためのご参考の処理です。

また、見込納付の処理は、「四半期試算・期末試算」か「確定申告」のいずれの処理区分でも行えて、納付書の作成方法、電子納税の方法、及び見込納付額の複写の方法は 共通(以下の表の I ~ IV)です。

唯一異なる点は、見込納付額の確定(複写)後に、確定申告データを作成するか(四半期試算・期末試算の場合)、そのまま確定申告の処理を続けるか(確定申告の場合)の 違い(以下の表のV)です。

手順 (ステップ)	処理内容	処理対象法人 (〇:対象 ×:対象外)		備考	
	【四半期試算・期末試算】 で見込納付の処理をしている場合で見込納付の処理をしている場合	【親法人】	【子法人】	ui 3	
I	メニュー1002・1003 e-TAX電子納税等 熱付書の作成 見込納付 【ご参考】見込納付書の作成と見込納付	0	0	電子納税は、e-TAX電子納税やe-Taxソフト・PCdeskを使用します。 ※ 国税の一括納税を行う場合は、e-TAX電子納税では未対応のため、 e-Taxソフトをご利用ください。	
П	[各法人の処理状況の確認]メニュー 地方税WSの確定解除 地方税WSの解除	0		通算親法人で全通算法人の地方税WSを確定解除します。 ※ 単体仮計算まで行い地方税WSを確定されていない場合は不要です。	
Ш	X=1-502の 第6(20)号様式 X=1-1002 · 1003 税額計算基礎画面 見込納付額の複写(確定) (見込納付額)欄 複写 複写	0	O (※1)	各通算法人で行うか、通算親法人が1社ずつ法人を切り替えて行うかのいずれかとなります。(全社分を一括で複写することはできません。) ※1 通算親法人が通算子法人の代わりに見込納付額の確定(複写)を行う場合は、通算子法人では処理不要です。	
IV	現実(比較)元) (複写(比較)元) (複写(比較)先) 上記皿の画面	0		事業税・特別法人事業税・都道府県民税の一覧確認表等で 全提出先の見込納付額を一覧で確認するためには、見込納付額の複写後に 計算処理が必要なため、確定申告データでの確認をお勧めします。	
V	【ご参考】確定申告の処理	〇 (四半期) (※2)	× (四半期)	確定申告データの作成は、通算親法人が運用管理システムで行います。 ※2 作成(複写)元の指定間違いにご注意ください。	
	確定申告データの作成	〇 (確定)	〇 (確定)		

I 【ご参考】見込納付書の作成と見込納付 【親法人】 【子法人】

1. 納付書や電子納税用の納付書データ(CSV)の作成 ※地方税納付サービス用データ(TXT)を含む

納付書や電子納税用の納付書データ(CSV)の作成(※1)は、都道府県民税分はメニュー1002、市町村民税分はメニュー1003で作成します。 また、地方税納付サービスデータ(TXT)をご利用の場合は、メニュー1004で作成します。

※1 納付書の申告区分は、「その他(見込)」を選択します。

納付書等の作成においてご不明な点がある場合は、システム利用マニュアル(※2)や以下のオンラインQ&A(※3)をご参照ください。

- ※2 システムの[ヘルプ]>[システム利用マニュアル]より「グループ通算申告システム(e-TAXグループ通算)システム利用マニュアル(申告書作成編)」を表示して、 以下をご参照ください。
 - ・「第13章 国税・地方税の電子納税」>「Ⅲ [1002. 都道府県民税の納付書の作成]メニュー」、「IV [1003. 市町村民税の納付書の作成]メニュー」及び「IV [1004. 地方税納付サービス用メニューの作成]メニュー」 ※地方税納付サービスを利用する場合のみ

※3 システムの[ヘルプ]>[オンラインQ&A]>[e-TAXグループ通算 申告書作成Q&A]ボタンの[納付書]タブや[見込納付]タブ([TOP20]タブにもある場合があります。)

区分		タイトル(整理番号)
	基本情報	<u>納付書の申告区分による違い(0103849)</u>
		<u>納付書の[年度]欄に指定する年度(0103851)</u>
		<u>市町村コードの設定の注意点 ※電子納税における注意点有(0103873)</u>
		口座番号等の納付書作成事項(文字列の項目)の自動設定の有無と年度更新等による引継ぎの有無(0103871)
		納期限の入力箇所(0103875)
入力	金額	[各割額の税額表示区分]欄の「別建表示」と「相殺表示」の違い ※電子納税における注意点有(0103881)
		[納付額]欄の金額が赤字で表示される原因(0103839)
		[F6税額再複写]ボタンの目的と使用方法(0103841)
		納付書画面の[申告計算結果]欄の金額の転記元(0103837)
		法人事業税や法人特別事業税の納付額が表示されない原因(0103889)
		法人事業税等で納付と還付の割や税額が混在する場合に還付金額を相殺しないことの可否(0103891)
		法人道府県民税と法人事業税等の納付と還付を相殺することや税目を超えて割等を相殺することの可否(0103893)
	印刷	<u>納付書の合計額の「¥」の表示方法(0103895)</u>
	וּשׁרוֹ⊐	各提出団体の納付書を一つのPDFにまとめて出力(印刷)する方法(0104277)
	CSV	各提出先の納付額を一覧で確認する方法 ※法人事業税の各割や特別法人事業税の金額を含む(0104279)
	CSV	e-TAX電子納税で見込納付を行う場合の納付書データ(CSV)の作成時の注意点(0103883)
		地方税納付サービス用データの作成方法と注意点(0104287)
	その他	国税の納付書の作成可否 ※利子税や延滞税の計算の可否も含む(0104283)
7 (7)1113		システムで対応している納付書の様式と地方公共団体独自の様式の対応有無(0103847)

2. 見込納付の電子納税や納付書での納付 ※地方税納付サービスによる納付を含む

電子納税の場合は、プロセス10の[電子納税の手順(PDF)]ボタン(※4)をご参照いただき、ダイレクト納付等で納付してください。 ※4 当手順書はe-TAX電子納税の利用を前提としています。(e-TaxソフトやPCdeskをご利用いただくことも可能です。) 紙の納付書をご利用の場合は、金融機関の窓口でお支払いください。 地方税納付サービスの場合は、ご利用の納付サービスより納付を行ってください。



Ⅲ 地方税WSの解除 【親法人】

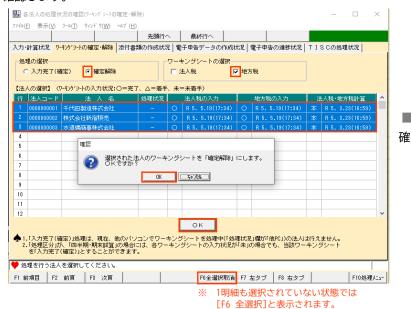
通算親法人の担当者(=グループ全体の処理権限を有するユーザIDを使用している担当者)が、以下の【ご参考】の手順で全ての通算法人の地方税WSを確定解除(※1)します。

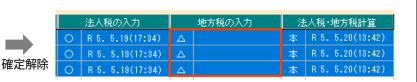
各通算子法人で次のⅢの見込納付額の複写を行うご運用の場合は、地方税WSの確定解除後に通算子法人へ連絡をしてください。

- ※1 単体仮計算までしか行わずに納付書を作成している場合(=見込納付では全体計算は行わない方針の場合)で地方税WSの確定を行っていない場合は、 地方税WSの解除は不要です。
- ※2 見込納付額の確定(複写)の処理は、全通算法人分を一括で行うことはできません。お手数ですが、各通算法人で行うか、通算親法人で1社ずつ法人を切り替えて複写の処理を行ってください。

【ご参考】地方税WSを一括で解除する手順 【親法人】

- 1. [各法人の処理状況の確認]メニューの[ワーキングシートの確定・解除]タブで、以下の設定とします。
- (1) [処理の選択]欄で「確定解除」にチェックを付けます。
- (2) [ワーキングシートの選択]欄で「地方税」にチェックを付けます。
- (3) [F6 全選択]ボタンをクリックして全ての通算法人の明細を選択した状態にします。
- 2. [OK]ボタンをクリックします。
- 3. 確定解除を行ってよいかどうかの確認メッセージは[OK]ボタンをクリックします。
- 4.全ての通算法人の[地方税の入力]列のステータスが「△」に変更(=地方税WSが確定解除された状態)されて、確定日時がクリアされたことを確認します。



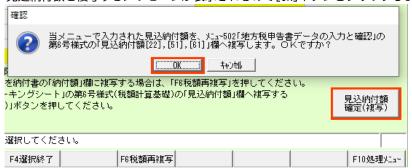


各法人の処理状況の確認

Ⅲ 見込納付額の複写(確定) 【親法人】 【子法人】

地方税WSが解除されている状態で以下を行います。

- 1. メニュー1002の[法人道府県民税・法人事業税及び特別法人事業税]WSを開きます。
- 2. [見込納付額確定(複写)]ボタンをクリックします。
- 3. 見込納付額を複写するメッセージが表示されるので[OK]ボタンをクリックします。



【ご参考】「見込納付額確定(複写)]ボタンが使用できない(非活性)となる原因(0103835)

4. 同様に、メニュー1003の[法人市町村民税]WSで、上記2、3と同様の複写処理を行います。

【ご参考】複数法人の見込納付額の複写(確定)を一括で行うことの可否

複数法人の見込納付額の複写(確定)を一括で行うことはできません。 お手数ですが、各通算法人で複写処理を行うか、通算親法人で法人を切り替えながら各通算法人の複写処理を行ってください。 全て(複数)の法人分の見込納付額の複写(確定)を一括で行うことの可否(0104297)

【ご参考】見込納付額の複写(確定)後に計算処理を行った場合の注意点 【四半期試算・期末試算】

見込納付の処理を四半期試算・期末試算で行っている場合、見込納付額の複写(確定)後には、原則的に計算処理を行わないでください。 詳細については、以下のオンラインQ&Aをご参照ください。

「申告計算結果]欄が0円になる原因(0103837)

また、見込納付後に試算税額が増加したため追加納付される場合の納付書の作成方法は、以下のオンラインQ&Aをご参照ください。 既に見込納付を行った後に試算税額が増加した場合に追加で見込納付を行う場合の納付書の作成方法(0103845)

IV 見込納付額の複写(確定)結果の確認 【親法人】 【子法人】

上記Ⅲで複写(確定)した見込納付額が、地方税WSの各税目の[見込納付額]欄に複写されていることを確認します。

1. 「四半期試算・期末試算」の場合 【四半期試算・期末試算】

四半期試算・期末試算の場合は、メニュー502の各税目の税額計算基礎WSの[見込納付額]欄(※1)をご確認ください。 1提出先毎の確認となります。

※1 見込納付額の複写(転記)先(=メニュー502の各税目の税額計算基礎WSの[見込納付額]欄)の詳細は、以下のオンラインQ&Aをご参照ください。 【ご参考】見込納付額の複写先のWS(ワーキングシート)の項目(0103843)

また、「事業税・特別法人事業税・都道府県民税の一覧確認表」等で全提出先の見込納付額を一覧で確認するには、見込納付額の複写(確定)後に計算処理を行う必要がありますが、計算処理を行ってしまうと上記Ⅲの「【ご参考】見込納付額の複写(確定)後に計算処理を行った場合の注意点」の注意点があることから、確認表でのご確認は、次の確定申告のデータで行っていただくこと(※2)をお勧めします。

※2 例えば、本店のある都道府県や市町村の見込納付額が地方税WSに正しく複写されているかをご確認いただければ、それ以外の提出先の地方公共団体にも正しく複写されていることは、システムのロジックからして保証されます。(=画面で1団体複写されていることをご確認いただければ、見込納付額の複写(確定)の処理は正しく行えているとお考えください。)

2. 「確定申告」の場合 【確定申告】

以下のいずれかの方法となります。

- (1) 上記IV1と同様に、地方税WSで確認する方法
- (2) 見込納付額の複写(確定)後に計算処理(単体仮計算)を行い、「事業税・特別法人事業税・都道府県民税の一覧確認表」等(※2)で確認する方法 ※2 メニュー505(703)から印刷可能な以下の確認表です。
 - ① 都道府県関連

都道府県税(事業税・特別法人事業税・都道府県民税)の一覧確認表(※3)、事業税の一覧確認表、特別法人事業税の一覧確認表(納付すべき税額)、 都道府県民税の一覧確認表

※3 都道府県民税、事業税、及び特別法人事業税の課税標準額、見込納付額、及び納付(還付)税額等を一覧で確認できます。

都道府県民税の一覧確認表

法 人 名 : 株式会社新宿販売 事 業 年 度 : 令和 4年 4月 1日~令和 5年 3月31日 処理 区分:確定申告

1. 1単位当たりの分割課税標準額の確認

税目	課稅標準額(A)	分割基準総数(B)	1 単位当たりの 分割課税標準額(A)/(B)	※1単位当たりの分割銀税標準額を算出する場合において、当該除して得た数値に小 の数値のうち当該分割基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の			
都道府県民税	32, 455, 000	400	81,137.500				

2. 都道府県別の都道府県民税

行	都道府県名	地方稅申告書の計算結果									
		分割基準	課税標準額	税率	法人税割額	特定寄附金税額控除額 外国税額控除額等	年税額	既に納付確定 した額	納付すべき額	見込納付額	差引税額
			32, 454, 000		2,677,498	*	5,507,400	2, 419, 100	3, 088, 300	2,850,000	238, 300
	(都道府県合計)	400					法 2,677,400	法 1,004,100	1,673,300	法 1,455,000	注 218,300
						Я	均 2,830,000	均 1,415,000	均 1, 415, 000	均 1,395,000	均 20,000
	東京都	300	24, 341, 000	10.4000%	2,531,464	*	4,821,400	2, 073, 200	別 2, 748, 200	2,600,000	別 148,200
1							2,531,400	# 928, 200	± 1,603,200	法 1,455,000	
						<i>9</i> ь	均 2,290,000	均 1,145,000	均 1, 145, 000	均 1,145,000	均 0
	京都府	100	8, 113, 000	1. 8000%	146,034	±	686,000	345, 900	別 340, 100	250, 000	別 90, 100
2						У	法 146,000	法 75,900	法 70,100	法 0	
							均 540,000	均 270,000	均 270,000	均 250,000	均 20,000

② 市町村民税関連 市町村民税の一覧確認表

V 【ご参考】確定申告の処理

1.確定申告データの作成 【四半期試算・期末試算】【親法人】

見込納付の処理は終了したので、運用管理システムを利用可能な親法人の担当者により、運用管理システムのメニュー202で見込納付の処理を行った「四半期試算・期末試算 を作成(複写)元として、「確定申告」のデータを作成します。

「確定申告」のデータを作成後、各通算法人で確定申告の処理を開始します。

2. 確定申告データでの処理の継続 【確定申告】 【親法人】 【子法人】

見込納付の処理は終了したので、引き続き、当該データで確定申告の処理を行います。

以上